

## 社会福祉法人静都 役員及び評議員の報酬に関する規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬
  - 2 理事の報酬は常勤の理事のみとし、当法人の職員である場合は理事としての報酬は支給しない。  
各年度の総額が400万円を超えない範囲で、別表第1に定める額とする。
  - 3 監事の報酬は各年度の総額が10万円を超えない範囲で別表第1に定める額とする。
  - 4 評議員の報酬は定款第二章第八条に定める通りとし、評議員会への出席1回につき5千円とする。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

毎月末締翌月12日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときはその日前においてその日に最も近い日曜日休日または土曜日でない日)に支給し、その月のうち1日でも役にあれば、当月分の報酬等は支給する。

報酬等は通貨をもって本人に支払い、受領書に押印する。

- 2 監事に対する報酬は、理事会・評議員会に出席した都度支給する。
- 3 評議員に対する報酬は評議員会に出席した都度支給する。
- 4 報酬等は通貨をもって本人に支払い、受領書に記名、押印する。
- 5 常勤の理事が死亡により退任した場合はその月までの報酬を支給する。

### (委任)

第6条 この規定の施行に関し、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

別表第1(第3条関係)

役職名	報酬の額
常勤理事(職員を除く)	月額 200,000円
監事	理事会、評議員会出席1回につき5,000円
評議員	評議員会出席1回につき5,000円